

虐待の防止のための指針

一般社団法人タグボート

当事業所における虐待の防止のための本指針を定める。

1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為に該当することもある許されざる行為である。
当法人は、虐待防止法の理念に基づき、尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、もって利用者の権利利益の擁護を実現する。

2. 基本方針

利用者又の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切ケアを一切行わないこととする。また、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めるものとする。

(1) 虐待の定義

虐待をしている人、されている人の自覚は問わない。本人が望んでいたとしても、養護者が一生懸命介護をしていたとしても、結果が不適切であれば、虐待に該当する。

ア 身体的虐待

暴力的行為などで、利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れがある行為を加え、身体にあざや痛みを与える行為、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
<具体的な例>

たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど
ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に与えたり、身体拘束、抑制をする等

イ 介護・世話の放棄、放任（ネグレスト）

意図的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている養護者が、その提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、利用者自身の身体・精神状態を悪化させていること
<具体的な例>

入浴しておらず異臭がする、髪が伸びっぱなし、皮膚が汚れている。
水分や食事を十分に与えられていない。室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり、使わせない等。

ウ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、不当な差別的言動、無視、嫌がらせなどによって、精神的、情緒的な苦痛を与えること

<具体的な例>

排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
怒鳴る、ののしる、悪口を言う。侮辱を込めて、子供のように扱う。話しかけているの
を意図的に無視する等

エ 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

<具体的な例>

下半身を裸にして放置する。キス、性器への接触、セックスを強要する等

オ 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

又は本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

<具体的な例>

日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の自宅等を本人に無断で売却する
年金や貯金を本人の意思・利益に反して使用する等

2 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

一般社団法人タグボート虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、協議
した内容は、事業所職員全員に周知徹底する。なお「身体拘束廃止検討委員会」と同時
に開催することができるものとする。（別紙委員会運営指針参照）

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及するものであるとともに、本指
針に基づき、虐待の防止を徹底する研修を企画し実施する。委員会が本指針に基づいた
研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用
時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

4 虐待等が発生した場合の対応

（1）虐待（身体的、心理的、性的、経済的、不作為による虐待）を受けたと思われる利
用者を発見したときは、速やかに関係機関と連携し利用者の生命・身体・財産の保護に
努める。

（2）行政と地域包括支援センターのコアメンバー会議の対策方法に従う。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告の初動対応

（1）虐待が起きたことが明らかな場合や、被害が深刻であるなど緊急性が高い場合、「虐
待を受けたと思われる」場合は適時委員会を通す必要はなく、直ちに市町村または地域
包括支援センターに通報すること。その際、委員会にも並行して相談・連絡・報告する
事

（2）虐待の有無が不明である場合や、虐待と認定すべきか分からない場合は、適時委員

会に都度速やかに報告・相談すること。その後、委員会が不適切と思われる対応をしたと思われる場合は、「虐待を受けたと思われる」事案として各自の判断で市町村または地域包括支援センターに通報して構わない。

- (3) 虐待認定に際し、虐待をする者・されている者の自覚は問わない。
- (4) 虐待の通報者は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。また通報者の特定に資する情報を漏らしてはならない。
- (5) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。
- (6) 虐待等を発見した職員は、事態が深刻化しないよう各区・各地区高齢者支援担当と各地域包括支援センターへ相談・連絡・報告する（電話番号は一覧に掲載）。また、委員会委員へも相談・連絡・報告する。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

- (1) 利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、区市町村社会福祉協議会、区市町村の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待に係る苦情・相談については、相談者や通報者の個人情報を保護する
- (2) 虐待発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない
- (3) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない

8 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう掲示する。

9 その他虐待の推進のために必要な事項

当事業所の虐待防止マニュアルについては、目黒区等の高齢者虐待対応マニュアル等に基づいて対応する。

相談、通報等連絡先

窓口	住所	連絡先
福祉の総合相談窓口	目黒区上目黒 2-19-15	03-5722-9064
目黒区障害者虐待防止センター	目黒区上目黒 2-19-15	03-5722-8718
北部包括支援センター	目黒区大橋一丁目 5 番 1 号 クロスエアタワー9 階	03-5428-6891

附則

本指針は、令和4年10月1日より施行する。
令和5年6月30日 一部改定